

YES基金運用細則

(名称)

1. この基金は、YES（ワイズ・エクテンション・サポート）基金と称する。

(目的)

第 2 条 この基金は、新クラブ設立の活動を支援するためのアジア太平洋地域の基金（ASP）ならびに区の新クラブ設立（Extension）を視野にいれた活動の支援を目的とする。

(基金と資金)

第 3 条 第2条におけるアジア太平洋地域の基金（ASP）ならびに活動支援のための資金は、YES 献金、自由献金などの収入をもってまかなう。

(予算)

第 4 条 YES 基金から拠出される「アジア太平洋地域の基金（ASP）」ならびに活動支援の資金は年度資金計画として事前に予算化しておく。

(管理・運用)

第 5 条 この基金は、定款第13条「会計の任務」第1項ならびに第2項Aに基づき特別資金会計として区会計が収納・管理し、「EMC事業委員会」（以下、「委員会」という）により運用される。

(運用の基準)

第6条 この基金は、次の基準により運用される。

1. アジア太平洋地域の基金（ASP）
2. 新クラブ設立をすすめる部・クラブへの支援
3. 新クラブ設立を目的もしくは視野に入れた啓発活動
4. 将来的に新クラブ設立を目指すための、積極的なMC活動（会員増強と意識高揚）に資する事業
5. 事業委員会の認める第2条の目的に資する事業

(基金からの支援金の申請)

第 7 条 この基金からの支援を受けようとするクラブは、支援金資金援助申請書（様式○）に所定事項を記入の上、部主査、部長を経由し事業主任に提出する。なお部については直接事業主任に、提出する。

2. 支援金申請の上限金額は、原則として200,000円とし、ワイズメンバーの飲食代、茶菓代、交通費・宿泊費及び個人資産になる物への費用は申請不可とする。

(基金からの支援金の審議)

第 8 条 所定の申請書が提出されたときは、委員長は速やかに委員会を招集の上、申請内容を審議する。

2. この基金からの支援金については、原則として第6条「運用の基準」で判断するが、下記の事項も留意し判断する。

1. 事業内容 ②YES 献金の実績 ③支援金の使途 など

(支出の決議・承認・実行)

第 9 条 この基金からの資金申請は、委員会の決議を経て理事が承認するが、資金の支出実行は、申請事業が終了され下記第10条の実施報告書の提出後に実施する。但し、第6条①～③における支出実行については、その限りではない。

(実施報告)

第 10 条 この基金からの支援を受けたクラブは、当該事業終了後、速やかに実施報告書（様式○）を作成の上、会長、部主査、部長を経て、事業主任に提出する。なお部については直接事業主任に提出する。

(改正)

第 11 条 この細則は、区役員会の承認を経ることにより改正することが出来る。

2025 年 4 月 12 日制定 2025 年 7 月 1 日施行